

○総務省経済産業省告示第一号
国土交通省

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第 二号）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

本則（第三条第一号並びに第六十八条の二第一号及び第三号を除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三条第一号中「あつては」を「あつては」に、「日本工業規格G三四五四」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）G三四五四」に、「日本工業規格G三四五五」を「日本産業規格G三四五五」に、「日本工業規格G三四五六」を「日本産業規格G三四五六」に、「日本工業規格G三四五九」を「日本産業規格

に、「日本工業規格 G 三四五七」を「日本産業規格 G 三四五七」に、「日本工業規格 G 三四六〇」を「日本産業規格 G 三四六〇」に改め、同条第四号中「あつては」を「あつては」に改める。

第六十八条の十五第一項中「であつて」を「であつて」に改め、同項第一号中「まき出し」を「巻出し」に改め、同項第二号及び第六号並びに同条第三項第二号及び第六号中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。